



12月1日からの雪害対策期間に向け、災害対策基本法に基づく車両移動訓練を実施しました。

～姫路河川国道事務所～

雪害対策期間を迎えるにあたり、大雪時における被害を想定し、災害対策基本法に基づく、放置車両移動に関する手順や作業を確認し、災害発生時に迅速な対応をはかる事を目的に訓練を実施しました。

日 時： 令和元年11月21日（木）
10:00～11:00

場 所： 兵庫県揖保郡太子町
太子竜野バイパス 太子東ランプ入口付近
山田基地

出席者： 姫路河川国道事務所 職員
道路維持業者他 約30名



国道2号鯰峠において放置車両があると想定し、通行止めをして車両を移動する訓練を行いました。



▲ 尾下副所長のあいさつ



▲ クレーン車両による放置車両の移動



▲ 移動前に告知文章を貼りました



▲ 車両移動器具による移動

【問い合わせ先】



国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 道路管理第二課
〒670-0947 姫路市北条1-250 TEL 079-282-8211(代表)